

企業再生税制の研究－債務の株式化と債務免除益課税－

成蹊大学大学院 経済経営研究科

博士後期課程 経営学専攻

D132101 柳 綾子

現在景気は回復傾向にあるが、経営危機状態に陥る大企業も少なくない。そのような企業は、増資、債務の株式化（Debt Equity Swap : DES、現物出資型の債務の株式化）や債務免除等の様々な手法を用いて財務内容の改善を図り、企業を再生・存続させようとする。その際に問題となるのは、多額の債務免除益等が計上された場合、法人税が課されると企業再生を阻害するおそれがあることである。この問題点を解決するために、法的整理手続や一定の私的整理手続により債務免除益等が計上された場合に、期限切れ欠損金の損金算入および資産の評価損益の計上が認められ、さらに一定の場合においては青色欠損金の繰越控除限度額が適用除外となり、通常の企業に比べて多額の租税負担が免除される等の優遇措置（企業再生税制）が講じられている。

しかし、この企業再生税制は、政策的な意味合いが強く、税法の基本原則である租税法主義・租税公平主義、および所得計算原理、さらには企業経営に対する税制中立性の視点からすると望ましくない面もある。すなわち、企業再生税制は、上記のような優遇措置により再生時に租税負担を軽減ないし排除できること等から、同一産業における企業の市場競争にも歪みが生じる可能性もある。

本研究は、上述した研究課題の下で、これまであまり議論されてこなかった租税の公平性・中立性の視点から、企業再生税制、特に DES と債務免除益課税について分析・検討を試み、さらにアメリカおよびドイツの企業再生税制と比較考察することにより、新たな問題の発見と解決策を検討し、理論と実践において整合性のとれた新たな企業再生税制の構築を試みたものである。

まず、DES については、東京地方裁判所平成 21 年 4 月 28 日判決の検討を通じて、法的性格および適正な税法上の課税関係を検討し、私法上は 1 つの取引であるが、資本等取引の要素と損益取引（債務免除）の要素の 2 つが混在している取引であると解した。したがって、税法上、債務の額面額と現物出資された債権の時価の差額部分は、債務を免除したことと同様の効果があり、債務免除益として法人税法第 22 条 2 項の「その他の取引」

として益金概念に該当するという結論に至った。また、DES と擬似 DES の課税についても検討を加え、本来は同様の課税関係とみるべきであるとした。

さらに、欠損金の繰越控除制度および事例について、租税の公平性・中立性の視点等から論究した。特に、繰越控除制度における期間制限については、期限切れ欠損金という概念が導入されている。企業再生税制においては、要件を満たせば債務免除益相当額分の期限切れ欠損金を優先的に損金算入できる点について、課税関係が終了した損金について遡及して適用することは望ましいことではなく、また期限切れ欠損金の正確な把握もできず、適正な課税所得計算を歪めていることから、税法理論から逸脱していると考えられる。

また、アメリカおよびドイツの債務免除益課税の法務・税務についても比較検討を行った。アメリカにおいては、Chapter11 適用会社は、債務免除益が総所得不算入となるかわりに、将来の所得を減額させる恩恵項目である租税属性 (Tax attributes) を減額するといった処理方法がとられているが、租税属性を超える債務免除益については総所得不算入となるため、再生会社ではない会社との租税の公平性・中立性は図られていないとも考えられ問題がある。そして、ドイツにおいては、税法上原則として、欠損金は無期限に繰り越すことができるが、控除制限措置が導入されている。なお、再生利益 (Sanierungsgewinn) 課税については、2008 年法人税法 8c 条が新たに設けられ、5 年以内に直接的あるいは間接的に出資者の権利や議決権に変更が生じた場合、繰越欠損金はその持分割合だけしか再生利益と相殺できず、残余分はそのままとすることと変更された。このように、公正な市場競争を維持するため、税法上においても詳細な処置が講じられている点については評価できる。

以上のような内容で考察した結果、企業再生時での期限切れ欠損金の適用を廃止し、青色欠損金を超える債務免除益に対しては課税を繰延べることを提唱した。企業再生税制は、会社更生法・民事再生法・私的整理ガイドライン等の他の法律や規定と密接に関わっており、それらの要請・目的に対して税制が阻害させるような取扱いがなされるようであれば、一定の配慮が必要である。しかし、その税法による配慮はあくまで、他の法律の目的を達成することを援助するまでであり、税法上公平性・中立性が保たれないのであれば問題であり、目的達成以上の配慮は過度な優遇にあたるため適当とはいえない。今後、経済の状況により企業再生税制の必要性・重要性は高まることも踏まえて、租税の公平性・中立性の観点、市場競争に影響を与えないような法整備・税制措置を講ずることが必要である。